

実施方針の新旧対照表

No	頁	章	節	項	目	項目等	旧	新																																																																														
1	3	1.	1-1	(7)		事業方式	<p>本事業は、本市が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB:Design Build)により実施する。</p> <p>また、本事業とは別に、本施設に事業者(もしくは事業者のうち、PPA事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と事業者(もしくは事業者のうち、PPA事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)で締結する予定である。</p>	<p>本事業は、本市が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB:Design Build)により実施する。</p> <p>また、本事業とは別に、本施設に事業者(もしくは事業者のうち、PPA事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業を提案する場合は、PPA事業に係る契約を本市と事業者(もしくは事業者のうち、PPA事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)で締結する予定である。</p>																																																																														
2	3	1.	1-1	(9)	2)	事業の対象範囲	2) 建設・工事監理業務(太陽光発電設備を除く)	2) 建設・工事監理業務(PPA事業を提案する場合は、太陽光発電設備を除く)																																																																														
3	5	1.	1-1	(11)	1)	契約金額の支払い	<p>1) 設計費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支払い内容</th> <th>支払限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度(2024年度)</td> <td>完了払い</td> <td>設計費総額</td> <td>契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支払い内容	支払限度額	備考	令和6年度(2024年度)	完了払い	設計費総額	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く	<p>1) 設計費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支払い内容</th> <th>支払限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度(2024年度)</td> <td>完了払い</td> <td>設計費総額</td> <td>契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く ※設計・施工請負契約書(案)の定めるところにより、設計費総額の30%以内について前払いを請求することも可能</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支払い内容	支払限度額	備考	令和6年度(2024年度)	完了払い	設計費総額	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く ※設計・施工請負契約書(案)の定めるところにより、設計費総額の30%以内について前払いを請求することも可能																																																														
年度	支払い内容	支払限度額	備考																																																																																			
令和6年度(2024年度)	完了払い	設計費総額	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く																																																																																			
年度	支払い内容	支払限度額	備考																																																																																			
令和6年度(2024年度)	完了払い	設計費総額	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く ※設計・施工請負契約書(案)の定めるところにより、設計費総額の30%以内について前払いを請求することも可能																																																																																			
4	7	2.	2-2	(1)		募集及び選定スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年(2023年)6月23日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月3日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月4日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月4日～5日、13日(適宜調整)</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月下旬</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月下旬</td> <td>入札の公告、入札説明書等の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)8月上旬</td> <td>入札説明会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)8月下旬</td> <td>第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)9月上旬</td> <td>一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)9月中旬</td> <td>一次審査(資格審査)結果通知</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)10月上旬</td> <td>第2回入札説明書等に関する質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)10月上旬</td> <td>入札説明書等に関する個別対話の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)10月下旬</td> <td>第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)11月中旬</td> <td>二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)12月中旬</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)12月下旬</td> <td>落札者の決定</td> </tr> <tr> <td>令和6年(2024年)1月上旬</td> <td>仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td>令和6年(2024年)3月上旬</td> <td>市議会の議決</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	令和5年(2023年)6月23日	実施方針・要求水準書(案)の公表	令和5年(2023年)7月3日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切	令和5年(2023年)7月4日	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切	令和5年(2023年)7月4日～5日、13日(適宜調整)	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施	令和5年(2023年)7月下旬	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表	令和5年(2023年)7月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表	令和5年(2023年)8月上旬	入札説明会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切	令和5年(2023年)8月下旬	第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表	令和5年(2023年)9月上旬	一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切	令和5年(2023年)9月中旬	一次審査(資格審査)結果通知	令和5年(2023年)10月上旬	第2回入札説明書等に関する質問受付締切	令和5年(2023年)10月上旬	入札説明書等に関する個別対話の実施	令和5年(2023年)10月下旬	第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表	令和5年(2023年)11月中旬	二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切	令和5年(2023年)12月中旬	ヒアリング	令和5年(2023年)12月下旬	落札者の決定	令和6年(2024年)1月上旬	仮契約の締結	令和6年(2024年)3月上旬	市議会の議決	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年(2023年)6月23日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月3日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月4日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月4日～5日、13日(適宜調整)</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月28日</td> <td>実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)7月31日</td> <td>実施方針の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)8月上旬</td> <td>入札の公告、入札説明書等の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)8月上旬</td> <td>現地見学会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)8月下旬</td> <td>第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)9月上旬</td> <td>一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)9月下旬</td> <td>一次審査(資格審査)結果通知</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)10月上旬</td> <td>第2回入札説明書等に関する質問受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)10月上旬</td> <td>入札説明書等に関する個別対話の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)10月下旬</td> <td>第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)11月下旬</td> <td>二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)12月中旬</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>令和5年(2023年)12月下旬</td> <td>落札者の決定</td> </tr> <tr> <td>令和6年(2024年)1月上旬</td> <td>仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td>令和6年(2024年)3月上旬</td> <td>市議会の議決</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	令和5年(2023年)6月23日	実施方針・要求水準書(案)の公表	令和5年(2023年)7月3日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切	令和5年(2023年)7月4日	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切	令和5年(2023年)7月4日～5日、13日(適宜調整)	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施	令和5年(2023年)7月28日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表	令和5年(2023年)7月31日	実施方針の公表	令和5年(2023年)8月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表	令和5年(2023年)8月上旬	現地見学会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切	令和5年(2023年)8月下旬	第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表	令和5年(2023年)9月上旬	一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切	令和5年(2023年)9月下旬	一次審査(資格審査)結果通知	令和5年(2023年)10月上旬	第2回入札説明書等に関する質問受付締切	令和5年(2023年)10月上旬	入札説明書等に関する個別対話の実施	令和5年(2023年)10月下旬	第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表	令和5年(2023年)11月下旬	二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切	令和5年(2023年)12月中旬	ヒアリング	令和5年(2023年)12月下旬	落札者の決定	令和6年(2024年)1月上旬	仮契約の締結	令和6年(2024年)3月上旬	市議会の議決
日程	内容																																																																																					
令和5年(2023年)6月23日	実施方針・要求水準書(案)の公表																																																																																					
令和5年(2023年)7月3日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)7月4日	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)7月4日～5日、13日(適宜調整)	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施																																																																																					
令和5年(2023年)7月下旬	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表																																																																																					
令和5年(2023年)7月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表																																																																																					
令和5年(2023年)8月上旬	入札説明会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)8月下旬	第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表																																																																																					
令和5年(2023年)9月上旬	一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)9月中旬	一次審査(資格審査)結果通知																																																																																					
令和5年(2023年)10月上旬	第2回入札説明書等に関する質問受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)10月上旬	入札説明書等に関する個別対話の実施																																																																																					
令和5年(2023年)10月下旬	第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表																																																																																					
令和5年(2023年)11月中旬	二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)12月中旬	ヒアリング																																																																																					
令和5年(2023年)12月下旬	落札者の決定																																																																																					
令和6年(2024年)1月上旬	仮契約の締結																																																																																					
令和6年(2024年)3月上旬	市議会の議決																																																																																					
日程	内容																																																																																					
令和5年(2023年)6月23日	実施方針・要求水準書(案)の公表																																																																																					
令和5年(2023年)7月3日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)7月4日	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)7月4日～5日、13日(適宜調整)	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施																																																																																					
令和5年(2023年)7月28日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表																																																																																					
令和5年(2023年)7月31日	実施方針の公表																																																																																					
令和5年(2023年)8月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表																																																																																					
令和5年(2023年)8月上旬	現地見学会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)8月下旬	第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表																																																																																					
令和5年(2023年)9月上旬	一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)9月下旬	一次審査(資格審査)結果通知																																																																																					
令和5年(2023年)10月上旬	第2回入札説明書等に関する質問受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)10月上旬	入札説明書等に関する個別対話の実施																																																																																					
令和5年(2023年)10月下旬	第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表																																																																																					
令和5年(2023年)11月下旬	二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切																																																																																					
令和5年(2023年)12月中旬	ヒアリング																																																																																					
令和5年(2023年)12月下旬	落札者の決定																																																																																					
令和6年(2024年)1月上旬	仮契約の締結																																																																																					
令和6年(2024年)3月上旬	市議会の議決																																																																																					

実施方針の新旧対照表

No	頁	章	節	項	目	項目等	旧	新
5	9	2.	2-2	(2)	3)	入札参加者の募集手続等	<p>3) 囚札の公告・入札説明会 令和5年(2023年)7月下旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。なお、入札説明会を次のとおり開催する。</p> <p>a) <u>入札説明会</u> 日時: 令和5年(2023年)8月上旬 会場: 未定</p> <p>b) <u>現地説明会</u> ※入札説明会終了後に行う 日時: 令和5年(2023年)8月上旬 会場: 天明中学校グラウンド</p> <p>c) <u>申込方法</u> 事前に7-10 に記載の問合せ先にEメールで申し込むこと(具体の締切日等は入札説明書において示す)。件名は、「天明校区施設一体型義務教育学校整備施設事業説明会」とし、<u>現場説明会参加申込書</u>(入札公告時に公表)を添付すること。 参加人数は、1社当たり3名までとし、<u>説明会当日は現場説明会参加申込書、入札説明書等</u>を持参すること。また、参加者の社員証等の確認を行う。</p>	<p>3) 囚札の公告・入札説明会 <u>及び現地見学会</u> 令和5年(2023年)8月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。なお、入札説明会 <u>は実施せず、現地見学会は、</u>次のとおり開催する。</p> <p>a) <u>現地見学会</u> 日時: 令和5年(2023年)8月8日 会場: 天明中学校グラウンド</p> <p>b) <u>申込方法</u> <u>令和5年(2023年)8月4日(金)までに7-10 に記載の問合せ先にEメールで申し込むこと(詳細は令和5年7月27日(木)に公開した本市ホームページを参照)。</u>件名は、「天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業 <u>現地見学会</u>」とし、<u>現地見学会参加申込書(本市ホームページに掲載)</u>を添付すること。 参加人数は、1社当たり3名までとし、当日は、参加者の社員証等の確認を行う。</p> <p>c) <u>事業概要等に関する説明会</u> <u>事業概要等に関する説明会を開催する。参加については、「令和5年度(2023年度)第1回熊本市公民連携プラットフォーム(熊本市資産マネジメント課主催)の案内に沿って申し込みを行うこと。</u> https://www.kpppc.com/seminar/ <u>なお、当日実施方針等は配布しないので、各自持参すること。</u> <u>開催日時: 令和5年(2023年)8月31日(木)15時30分から(予定)</u> <u>開催場所: 熊本城ホール会議室(Zoom併用)</u></p>
6	10	2.	2-3	(1)		入札参加者の構成等	<p>① 入札参加者は、複数の企業で構成されることとする。入札参加者を構成するものを構成員という。</p> <p>② 入札参加者は、複数の企業で構成される共同企業体を結成することとする。</p>	<p>① 入札参加者は、複数の企業で構成される共同企業体を結成する<u>ものとし、入札参加者のうち、共同企業体を構成するものを構成員といい、構成員から直接業務を受託する者を協力企業という。ただし、建設工事業務については、特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)が構成員となることができるものとする。</u></p>
7	11	2.	2-3	(1)		入札参加者の構成等	<p>④ 代表企業は、全構成員中最大の出資者であること。なお、特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)が全構成員中最大の出資者となる場合は、建設JVの内、最大出資比率の<u>建設企業が代表企業</u>となること。</p>	<p>③ 代表企業は、全構成員中最大の出資者であること。なお、建設JVが<u>構成員となる場合は、</u>建設JVの内、最大出資比率の<u>構成員が建設JVの代表者</u>となること。</p>
8	11	2.	2-3	(1)		入札参加者の構成等	<p>⑧ 本事業に関して、複数の<u>共同企業体の構成員</u>となることはできない。</p>	<p>⑦ <u>構成員及び協力企業は、</u>本事業に関して、複数の<u>入札参加者</u>となることはできない。</p>
9	11	2.	2-3	(2)		業務実施企業の参加資格要件	<p><u>入札参加者は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。</u> また、設計、建設、工事監理、太陽光発電設備の設計の各業務を行う者は、それぞれa)、b)、c)、d)、e)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、<u>設計業務、建設業務及び太陽光発電設備の設計業務と工事監理業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。</u></p>	<p>設計、建設<u>工事</u>、工事監理の各業務を行う者は、それぞれa)~d)を満たさなければならない。e)については、<u>本施設に事業者自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る提案を行う場合、PPA事業実施予定企業が要件を満たさなければならない。</u>なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、<u>工事監理業務は、</u>設計業務及び建設工事業務<u>その他の業務を行う者</u>と同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が実施してはならない。</p>

実施方針の新旧対照表

No	頁	章	節	項	目	項目等	旧	新
10	11	2.	2-3	(2)	a)	入札参加者の要件	<p>⑧本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則(昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。)第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。 有資格業者名簿に登載されていない者は(4)に示す手続きに従い競争入札参加資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。</p>	<p>⑧本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則(昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。)第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。 入札参加資格審査申請時点で有資格業者名簿に登載されていない者は(4)に示す手続きに従い競争入札参加資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。ただし、e)に該当するものを除く。</p>
11	13	2.	2-3	(2)	b)	設計業務を行う者	<p>b) 設計業務を行う者 設計業務を行う者は、以下に示す①から③までの要件をすべて満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、①の要件についてはすべての企業が該当し、②又は③の要件は少なくとも1者が該当すること。</p>	<p>b) 設計業務を行う者 設計業務を行う者は構成員とし、次の①～③をすべて満たす者であること。なお、設計業務を複数の者で実施する場合は、少なくとも1者は①～③のすべてを、その他の者は①を満たすこと。</p>
12	13	2.	2-3	(2)	b)	設計業務を行う者	<p>② 平成25年(2013年)4月1日以降に、延べ床面積4,000㎡以上(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)の官公庁が発注した施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。 ※施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校:小学校(前期課程)と中学校(後期課程)の校舎の全部又は一部が、同一敷地内に一体的に整備されている学校施設を指す。</p>	<p>② 平成25年(2013年)4月1日以降に、国又は地方公共団体から直接受託した、延べ床面積(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)4,000㎡以上の施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校(小学校(前期課程)と中学校(後期課程)の校舎の全部又は一部が、同一敷地内に一体的に整備されている学校をいう。)の基本設計業務及び実施設計業務(改修工事を除く)を元請として履行した実績を有していること。</p>
13	14	2.	2-3	(2)	c)	建設 工事 業務を行う者	<p>c) 建設業務を行う者 建設業務を行う者は、単体企業又は建設JVとする。単体企業で参加する場合には以下に示す①から⑥までの要件をすべて満たすこと。建設JVを組成する場合は、以下に示す⑦の要件を満たすこととし、代表建設構成員は以下に示す①から⑥までの要件に該当し、その他の建設構成員は①の要件に該当すること。</p>	<p>c) 建設工事業務を行う者 建設工事業務を行う者は構成員とし、単体企業又は建設JVとする。単体企業で参加する場合には、次の①～⑥の、建設JVを結成する場合は、代表建設構成員は①～⑦のすべてを、その他の建設構成員は①②⑤⑥及び⑦の要件を満たすこと。</p>
14	14	2.	2-3	(2)	c)	建設 工事 業務を行う者		<p>② 建築一式工事について、有資格者名簿に登載されていること。</p>
15	14	2.	2-3	(2)	c)	建設 工事 業務を行う者	<p>② 平成25年(2013年)4月1日以降に、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、延べ床面積4,000㎡以上(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)の官公庁が発注した工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体の中で最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。</p>	<p>③ 平成25年(2013年)4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注し、完成した単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、延べ床面積(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)4,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築の施工(改修工事を除く)を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者のものに限る。</p>

実施方針の新旧対照表

No	頁	章	節	項	目	項目等	旧	新
16	14	2.	2-3	(2)	c)	建設 <u>工事</u> 業務を行う者	<p>③ 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること(申請は3名まで可)。</p> <p>i) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けたものであること。</p> <p>ii) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>iii) 平成25年(2013年)4月1日以降に、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、官公庁が発注した施設の工事に全工期にわたって従事した実績を有するものであること。</p>	<p>④ 次の要件をすべて満たす<u>主任技術者又は</u>監理技術者を専任で配置できること</p> <p>i) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けたものであること。</p> <p>ii) <u>監理技術者の場合</u>、建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>iii) 平成25年(2013年)4月1日以降に、元請として、官公庁が発注した<u>建築物の新築、増築又は改築</u>の工事に全工期にわたって従事した実績を有するものであること。</p> <p>iv) <u>建設業法上の営業所における専任の技術者でない者であること。</u></p>
17	15	2.	2-3	(2)	d)	工事監理業務を行う者	<p>d) 工事監理業務を行う者 工事監理業務を行う者は、以下に示す①から③までの要件をすべて満たすこと。なお、工事監理業務を複数の<u>工事監理企業</u>で実施する場合は、以下に示す①の要件についてはすべての企業が該当し、②又は③の要件は少なくとも1者が該当すること。</p>	<p>d) 工事監理業務を行う者 工事監理業務を行う者は<u>構成員とし</u>、次の①～③をすべて満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の<u>者</u>で実施する場合は、<u>少なくとも1者は①～③のすべてを、その他の者は①を満たすこと。</u></p>
18	15	2.	2-3	(2)	d)	工事監理業務を行う者	<p>② 平成25年(2013年)4月1日以降に、延べ床面積4,000㎡以上(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)の<u>官公庁が発注した施設一体型の小中一貫又は義務教育学校の工事監理業務を完了した実績を有していること。</u></p>	<p>② 平成25年(2013年)4月1日以降に、<u>国又は地方公共団体から直接受託した</u>、延べ床面積(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)4,000㎡以上の<u>公共施設</u>の工事監理業務を<u>元請として</u>完了した実績を有していること。</p>
19	16	2.	2-3	(2)	e)	太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者(提案する場合)	<p>太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)は、以下に示す①及び②の要件をすべて満たすこと。</p>	<p>太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者は<u>構成員又は協力企業とし</u>、次の①及び②を満たすこと。</p>
20	16	2.	2-3	(2)	e)	太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者(提案する場合)	<p>② <u>本事業と類似の事業履行実績</u>(高圧又は低圧施設において、太陽光発電設備をPPA方式で履行した実績が2件以上)を有すること。ただし、官公庁が発注したものでなくても構わない。</p>	<p>② 高圧又は低圧施設において、太陽光発電設備をPPA方式で<u>受託</u>した実績を有すること。ただし、官公庁が発注したものでなくても構わない。</p>
21	17	2.	2-3	(3)		入札参加者の制限	<p>⑥ 2-5 に記載の事業者選定審議会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。</p> <p>⑦ 最近1年間において消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者。</p>	<p>⑥ 2-5 に記載の事業者選定審議会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針(案)を公表した<u>令和5年(2023年)6月23日</u>公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。</p> <p>⑦ 最近<u>過去</u>1年間において消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がある者。</p>

実施方針の新旧対照表

No	頁	章	節	項	目	項目等	旧	新
22	17	2.	2-3	(5)		参加資格要件を満たしていない者の参加	(5)参加資格要件を満たしていない者の参加 (2)に規定する参加資格要件を有していない者は、参加表明等の受付までに有する必要がある。	(4)参加資格者名簿に登録されていない者の参加 2-3(2)a)⑧及び2-3(2)e)②に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争入札参加資格審査申請書又は物品競争入札(見積)参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出しなければならない。提出方法等については、次によるものとする。
23	18	2.	2-3	(6)		参加資格要件の確認基準日	参加資格要件の確認基準日は、2-2(2)5)で示した一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の提出期限日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、設計建設工事請負契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、設計建設工事請負契約を締結しないこととする。	参加資格要件の確認基準日は、2-2(2)5)で示した一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の提出期限日とする。ただし、2-3(5)の申請(特例規則第4条第1項の申請)をする者については、この限りでない。 参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、設計建設工事請負契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、設計建設工事請負契約を締結しないこととする。
24	23	7.	7-6			競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	(1)競争入札参加資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、発注者(本市)に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱(令和元年公告第117号。以下「苦情処理要綱」という。)に定める様式第1号による。)により説明を求めることができる。 (2)発注者(本市)は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面(苦情処理要綱に定める様式第2号による。)により回答する。	(1)競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。 (2)市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。
25	24	7.	7-8			落札者として選定されなかった者に対する理由の説明	(1)入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、発注者(本市)に対して、落札者として選定されなかった理由について、書面(苦情処理要綱に定める様式第1号による。)により説明を求めることができる。 (2)発注者(本市)は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面(苦情処理要綱に定める様式第2号による。)により回答する。	(1)入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して、落札者として選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。 (2)市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。